

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

選挙管理委員会

ページ

○宮城県議会議員補欠選挙の期日 一

○同時選挙における投票及び開票の順序 一

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者 一

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時 一

○宮城県議会議員補欠選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額 二

○直接請求に要する選挙権を有する者の数（二件） 二

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所 二

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 二

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定による宮城県議会議員補欠選挙（石巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区）は、同法第百十九条第一項の規定により令和三年十月三十一日執行の宮城県知事選挙と同時に執行する。

令和三年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

選挙すべき議員の数

石 巻・牡 鹿選挙区 一人

多賀城・七ヶ浜選挙区 一人

○宮選管告示第百五十八号

令和三年十月三十一日執行の宮城県知事選挙及び同時に行う宮城県議会議員補欠選挙（石巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区）の投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

令和三年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 宮城県知事選挙

二 宮城県議会議員補欠選挙

○宮選管告示第百五十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び同法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条の規定により、令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙（石巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区）における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 石巻・牡鹿選挙区

選 挙 長 東松島市赤井字横関五三番地十

同職務代理者 仙台市泉区赤石南三丁目九番地の八 村上 善彦

二 多賀城・七ヶ浜選挙区

選 挙 長 仙台市宮城野区福田町二丁目三番二〇一―二〇三号 志 賀 信 二

同職務代理者 仙台市太白区西中田五丁目一〇番二九号 伊 藤 聖 也

○宮選管告示第百六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙（石巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区）における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和三年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 石巻・牡鹿選挙区

場 所 石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎

日 時 令和三年十一月二日 午前十時

二 多賀城・七ヶ浜選挙区

場 所 塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所

日 時 令和三年十一月二日 午前十時

○宮選管告示第百六十一号

令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙(石巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区)における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することができる金額は次のとおりである。

令和三年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

候補者一人につき

石 巻・牡 鹿選挙区 金六、五〇三、九〇〇円

多賀城・七ヶ浜選挙区 金五、三一三、二〇〇円

○宮選管告示第百六十二号

令和三年十月二十一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、五七八

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四一、一一一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

石 巻・牡 鹿選挙区 四一、八三〇

多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、七〇一

○宮選管告示第百六十三号

令和三年十月二十一日現在における地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四一、一一一

○石牡補選告示第一号

令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙(石巻・牡鹿選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和三年十月二十二日

宮城県議会議員補欠選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 西 村 正 幸

石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎

○多七補選告示第一号

令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙(多賀城・七ヶ浜選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和三年十月二十二日

宮城県議会議員補欠選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙長 志 賀 信 二

塩竈市錦町五番二八号 宮城県塩釜県税事務所

○石牡補選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙(石巻・牡鹿選挙区)における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和三年十月二十二日

宮城県議会議員補欠選挙石巻・牡鹿選挙区

選挙長 西 村 正 幸

一 場 所 石巻市あゆみ野五丁目七番地

宮城県石巻合同庁舎

二 日 時 令和三年十月二十八日

午後五時

○多七補選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙（多賀城・七ヶ浜選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和三年十月二十二日

宮城県議会議員補欠選挙多賀城・七ヶ浜選挙区

選挙長 志 賀 信 二

一 場 所 塩竈市錦町五番二八号

宮城県塩釜県税事務所

二 日 時 令和三年十月二十八日

午後五時